

公立豊岡病院組合
清涼飲料水用自動販売機
設置運営事業者募集要項

平成 29 年 11 月
公立豊岡病院組合
統轄管理事務所総務部総務企画課

1. 目的

公立豊岡病院組合立病院（以下「病院」という。）の指定場所で行政財産使用許可を受け、清涼飲料水用の自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置運営する事業者を公募により選定するために必要な手続等について定める。

2. 公募対象自動販売機の設置場所・設置台数等

(1) 設置場所及び状況・設置台数等

設置場所		設置場所の状況				設置台数
病院名	住所	許可病床数	1日当患者数 (H28実績)	職員数	備考	
豊岡病院	豊岡市戸牧 1094番地	518床	入院 443人 外来 976人	約990人		8台
出石医療センター	豊岡市出石町 福住 1300番地	55床	入院 29人 外来 75人	約70人	—	3台

※各病院の設置場所等は別紙の公募物件一覧表及び自動販売機配置図を参照すること。

※豊岡病院周産期医療センターへの自動販売機設置事業者は今回の選定で最も優位な提案を行った事業者から選定する。

(2) 外来診療日

土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日を除く毎日（全病院共通）

(3) 売上実績額

現在設置している自動販売機に係る売上実績額については、「公募物件一覧表」を参照すること。

3. 応募資格

次の要件をすべて満たす事業者に限り、応募することができる。

(1) 事業実績のある者

国、県、市町村庁舎や病院、図書館、美術館等の建物施設において、1年以上清涼飲料水等の自動販売機を設置運営している者。

(2) 許認可等の取得者

販売に当たり、関係法令等の規定に基づく許認可等（届出を含む）が必要な場合は、それらを有すること又は事業者として選定後自らその手続きを行うこと。

(3) 欠格要件のない者

次の①から④までのいずれにも該当しない者であること。

①公立豊岡病院組合から指名停止措置を受けている者

- ②契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者
- ③消費税及び地方消費税に未納額がある者
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者

4. 公募条件

(1) 使用許可の期間

公募物件に係る使用許可の期間は、許可の日から1年以内とし、初年度については平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。ただし、当初の使用許可開始日から3年を超えない範囲で更新することができ、最長平成33年3月31日まで1年単位で使用許可を更新するものとする。

(2) 使用許可の単位と決定方法

物件番号	設置者の決定方法
①、②、⑦、⑧、⑩、⑪	物件毎に最も優位な提案を行った1者に使用を許可する。
③、④、⑤	物件毎に最も優位な提案を行った1者に使用を許可するが、左記物件は同一箇所に複数台の自動販売機を設置する場所であるため、1者につき1箇所のみ使用を許可する。 <u>※このグループで最も優位な提案を行った事業者から順に設置位置を選ぶこととする。</u>
⑥、⑨	最も優位な提案を行った1者に、左記の全物件の使用を許可する。

(3) 使用料

事業者は、次に掲げる区分に従い、使用料を提案すること。

①最低使用料

許可単位毎の最低使用料は下記のとおりとするが、それぞれの物件番号毎に別紙「公募物件一覧表」に掲げる現行面積と異なる場合は、その設置面積に応じて下記の「設置面積に応じた最低使用料の計算方法」により再計算すること。

物件番号	最低使用料	備考
①	58,320円	3年間分
②	116,640円	3年間分
③	116,640円	3年間分
④	116,640円	3年間分
⑤	116,640円	3年間分

⑥	1 1 6, 6 4 0 円	3 年間分
⑦	1 1 6, 6 4 0 円	3 年間分
⑧	1 1 6, 6 4 0 円	3 年間分
⑨	1 1 6, 6 4 0 円	3 年間分
⑩	1 1 6, 6 4 0 円	3 年間分
⑪	1 1 6, 6 4 0 円	3 年間分

※設置面積に応じた最低使用料の計算方法（1ヶ月毎の月割計算有り）

	最低使用料(税込)
専用部分の面積が0.5㎡未満のもの	19,440円/年
専用部分の面積が1㎡未満のもの	38,880円/年
専用部分の面積が1㎡以上2㎡未満	77,760円/年

※上記最低使用料は、公立豊岡病院組合の行政財産の目的外使用料の取扱い要綱別表第1に定める建物使用料に基づく自動販売機設置面積に応じた使用料で、平成30年度以降の使用許可期間中に、この使用料に係る改定があった場合は、改定後の建物使用料により計算した額を最低使用料とする。

※上記最低料金は、現行の消費税率で算出した金額であるため、消費税率に変更があった場合には変更後の消費税率にて算出した額を最低使用料とする。

②価格提案に係る使用料

前号に記載する最低使用料に加え、事業者が企画提案書に示す自動販売機年間売上実績（見込）額に一定の率（提案手数料率）を乗じた額とする。

ア) 売上実績額が売上見込額を上回った場合は、「自動販売機の売上実績額（税込）に一定の率（提案手数料率）を乗じた額」とする。

イ) 売上実績額が売上見込額を下回った場合は、「自動販売機の売上見込額（税込）に一定の率（提案手数料率）を乗じた額」とする。

③使用料の納付

使用料は、年度毎に病院組合が指定する期日までに納付すること。

(4) 必要経費等の負担

次に掲げる経費等は、すべて事業者の負担とする。

- ①自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等
- ②自動販売機の稼働に要する電気代等（別メーターにより測定された電気使用量、又は、製品カタログ等に記載された消費電力・稼働時間から計算された電気使用量に病院で計算する電気単価を乗じた方法等により計算し請求する。）
- ③設置する自動販売機から排出される缶、びん、ペットボトル等の廃棄物処理費用

- ④自動販売機利用者による設備の汚損、破損に対する対応経費
- ⑤自動販売機の設置運営に当たり、自動販売機利用者による損害を与えた場合の損害回復及び賠償経費

5. 設置自動販売機に係る要求水準

(1) 使用許可開始の日における自動販売機の供用

使用許可開始の日の午前 9 時までには、設置する自動販売機を患者等の利用に供すること。

(2) 遵守事項

- ・行政財産使用料及び病院組合の立て替えしている費用（電気代等）等の必要経費については、病院組合が示す納付期限までに確実に納付すること。
- ・別紙「公募物件一覧表」に記載している個別要求事項に対応すること。
- ・自動販売機を設置する権利は、第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- ・設置する自動販売機、販売商品の搬入については、病院組合が指定する時間帯や経路に従うこと。
- ・自動販売機には、商品の販売と直接関係の無い広告を掲示しないこと。
- ・売上高等について、病院組合が求める定期報告を行うこと。
- ・その他、自動販売機の設置運営に関し、病院組合から指示のある場合は、速やかに報告、対応を図ること。

(3) 自動販売機の型式・機能

①必須の要求水準（提案書提出に際し、必ず確保すべき要求水準）

- ・大きさ、形状は病院組合が指定する場所に対応したものとする。（別紙「配置図」・「公募物件一覧表」に掲載している面積程度を標準とする。）
- ・偽造通貨対応及び盗難防止機能が備えられていること。
- ・自動販売機本体の分かりやすい箇所に、緊急時の連絡先を大きく掲示すること。
- ・転倒防止対策等、安全措置が確保されていること。

②競争的な提案項目

- ・省エネルギー、省資源、ユニバーサルデザイン（障害者対応）への配慮
- ・その他、利用者サービスの向上を図る機能等

(4) 販売商品の品揃え・販売価格

①必須の要求水準（提案書提出に際し、必ず確保すべき要求水準）

- ・コーヒー、紅茶、お茶、水、スポーツドリンク等、利用者の嗜好に幅広く対応できる品揃えを行うこと（アルコール類の提供は禁止）。
- ・販売商品の価格は、現行価格と同程度を標準小売価格とすること。
- ・賞味期限間際の商品の販売は行わないこと。
- ・傷のある商品（へこみ缶等）の販売は行わないこと。

②競争的な提案項目

- ・販売商品の認知度、売れ行き、商品販売価格
- ・その他、利用者サービスの向上を図る割引制度や品揃えの強み等

(5) 維持管理責任

①必須の要求水準（提案書提出に際し、必ず確保すべき要求水準）

- ・商品補充（売り切れ防止等）、金銭管理（釣り銭対応含む）など自動販売機の維持管理は、事業者が対応すること。
- ・自動販売機（販売商品）に係る故障、問い合わせ、苦情等については、事業者の責任において、迅速に対応すること。
- ・自動販売機の横に販売商品の容器に対応した回収ボックスを設置し、廃棄した空き容器がボックスからはみ出さないよう、定期的な回収を行うこと。
- ・自動販売機周辺を清潔に保ち、病院の美観、衛生環境を損なわないこと。

②競争的な提案項目

- ・地球環境保護の観点から、空き缶、びん、ペットボトル等の廃棄した空き容器のリサイクルへの配慮
- ・即時対応を要する販売トラブルが発生した場合の緊急対応体制
- ・その他、利用者とのトラブル回避を担保するための特別の措置等

6. 応募申し込み手続き

(1) 提出書類（各1部）

- ①参加申込書（様式第1号）
- ②欠格要件なきことの誓約書（様式第2号）
- ③企画提案書（様式第3号）
- ④本要項3－（2）に係る必要な許認可等を証する書類の写し（必要に応じて）
- ⑤その他参考資料（必要に応じて）

(2) 書類の提出期間

①参加申込書

平成29年12月1日（金）から12月14日（木）まで（土・日・祝祭日除く）
※午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

②～⑤企画提案書ほか

平成30年1月9日（火）から1月17日（水）まで（土・日・祝祭日除く）
※午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

※いずれも郵送の場合は必着とする。参加申込書を期限までに提出しなかった場合には、企画提案書を提出することはできない。

(3) 提出方法

持参又は郵送

(4) 提出先

〒668-8501

兵庫県豊岡市戸牧 1094 番地 公立豊岡病院組合統轄管理事務所総務部総務企画課

電 話 0796-22-6111 (内線 2114) F A X 0796-22-0170

メール soumu@toyookahp-kumiai.or.jp

(5) 質問書の提出

参加申込書又は企画提案書の提出に当たり質問がある場合は、様式第 4 号の質問書により、持参、メール、F A X 又は郵便により提出してください。

- ・提出先 (4) に同じ。
- ・提出期間 平成 29 年 12 月 11 日 (月) から 12 月 20 日 (水) まで
※土・日・祝祭日除く。毎日午前 9 時から午後 5 時まで。(正午から午後 1 時までを除く。)
- ・回 答 平成 29 年 12 月 25 日 (月) 午後 5 時に F A X 又はメールで送付

7. 企画提案書作成上の注意

- (1) 企画提案書は、A 4 版とすること。
- (2) 企画提案書は、分かり易く簡潔に記載すること。
- (3) 企画提案書には、設置予定の自動販売機のパンフレットを添付すること。
そのほかの添付書類については必要最小限のものとする。

8. 企画提案書の評価及び結果の通知

- (1) 評価方法 評価は基本的に書面により提出された価格提案により行うが、必要に応じて面接を行うことがある。(その場合別途通知する。)
- (2) 評価結果 平成 30 年 1 月 31 日 (水) までに通知する。

9. 行政財産使用許可申請の手続き

自動販売機設置業者に選定された者は、平成 30 年 2 月 28 日 (水) までに行政財産使用許可の申請書類を各設置病院に提出すること。

10. 公募対象自動販売機に関する事前調査

参加申込書提出業者は、企画提案書を作成するために必要な自動販売機設置予定箇所に関する事前調査を次により行うことができるものとする。

- (1) 調査申出 調査を行おうとする前日の午後 5 時までに、各設置病院の管理課(豊岡病院は財務課)に連絡のうえ、了解を得て行うこと。

- (2) 調査期間 参加申込書提出の翌日から平成 29 年 12 月 25 日 (月) までの間とする。(病院休診日を除く。)
- (3) 留意事項 調査は必要最低限の人員・時間で効率的に実施し、病院での医療行為や患者とのトラブル防止については十分に配慮すること。(万が一トラブルが生じた場合には、調査業者の責任で解決すること。)